

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
(有)細谷建材	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1251	

2. 指名停止措置期間 令和 5年1月16日 ~ 令和 5年2月15日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

(有)細谷建材及び同社の使用人は、ビル解体撤去工事において、令和3年6月17日、労働者の危険を防止するための措置を講じず、労働者が死亡する労働災害を発生させたとして、令和4年9月8日、労働安全衛生法違反等により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第1第8号イ及び別表第2第9号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程>

措置要件	期間
<別表第1> (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。  イ 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき	当該認定をした日から1箇月
<別表第2> (不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)